

兵庫県旅館業法施行条例改正（案）について

1 改正の経緯

- (1) 旅館業法に基づき、旅館業法施行条例（以下「条例」という）を制定し、条例に旅館業法の施行に関して必要な事項として、許可の審査や適正な運営のために**施設の構造設備基準、衛生措置基準**を定めています。
- (2) 近年、簡易宿所等を中心として、常駐する者を置かない運営形態の施設（以下「非常駐型施設」）が増加しています。このような施設においては、宿泊者による**騒音、ごみ出しその他の生活環境上の問題**が生じており、当該問題への対応及び**周辺住民からの苦情への対応**に関する不安が指摘されています。
- (3) このため、旅館業施設の適正な運営を確保するとともに、周辺地域の生活環境との調和を図るため、旅館業法施行条例及び旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則の一部を改正することとしました。

	令和元年	令和8年7月
旅館ホテル営業	979件	923件
簡易宿所営業	485件	997件
上記のうち非常駐型施設	把握なし	558件
生活環境に係る苦情状況	把握なし	増加傾向 (30件／4か月)

主な迷惑行為の内容

1. バーベキュー・花火の煙の臭い、火の不始末
2. 昼間・夜間の騒ぎ声
3. ゴミのポイ捨て・不始末
4. 迷惑駐車

2 改正の概要

特に周辺住民からの苦情が非常駐型施設に集中していることから、当該施設において営業を行うにあたっての規制を強化します。

また、非常駐型施設に限らず、全ての営業者に対し、宿泊者による迷惑行為等を防止するための措置を義務付けます。

3 改正の内容

2

(1) 非常駐型施設において営業を行う場合の周辺住民等に対する事前説明

非常駐型施設において営業する者に対し、旅館業の許可の申請手続前等に周辺住民等に対して当該施設の概要や管理体制等についての説明会を開催すること等を義務付けます。

また、当該説明会において周辺住民等から生活環境への影響に関する意見や要望があった場合は適切な対応をするとともに、開催結果・対応結果を県へ報告することを義務付けます。

趣旨・目的	対象	説明事項例
施設の運営内容や管理体制を周知するとともに、住民からの意見や要望を把握し、周辺住民等とのトラブルの未然防止及び相互理解の促進を図る。	非常駐型施設 ※改正条例の施行前から営業している施設（以下「既存施設」という。）も含む。 ※常駐型・非常駐型の管理体制の変更は別途変更届の対象にも加える。	- 施設の概要（営業者、名称、定員等） - 営業従事者の滞在状況、施設の管理方法 - 生活環境に悪影響を及ぼす行為及び悪影響防止対策（騒音、悪臭、廃棄物処理方法を想定）

(2) 非常駐型施設の構造設備基準の追加

非常駐型施設において、営業者が施設の管理状況及び迷惑行為の発生状況を適切に把握するとともに、苦情発生時や緊急時に迅速な対応を可能とする体制を確保するため連絡先等を明示した標識の設置を義務付けます。※規則改正において詳細を規定

趣旨・目的	対象	追加する基準
近隣住民からの問合せ受付体制を確保する。	非常駐型施設	敷地外から見やすい場所に標識を設置すること

(3) 宿泊者による迷惑行為防止対策

3

営業者に対し、宿泊者による迷惑行為等を防止するための措置を義務付けます。

趣旨・目的	対象	営業者に義務付ける内容
宿泊者による騒音その他の迷惑行為の発生防止の促進	全施設	宿泊者による迷惑行為発生 of 未然防止措置（努力義務）
		宿泊者への宿泊ルール説明
苦情発生時の迅速な対応を促進		苦情・問い合わせへの対応窓口の設置及び対応義務（非常駐型施設においてもおおむね10分以内で到着することができる体制の確保）
		苦情を受け迷惑行為がある場合は当該行為の中止を求める 対応記録の作成・3年間保存

(4) 実効性確保のための措置の新設

条例の実効性の確保のため、指導・助言のほか勧告・命令・公表制度を定めます。

趣旨・目的	対象	追加する措置
周辺住民の生活環境の保全を図るとともに、条例の実効性を確保するため	条例の規定に違反した事業者	勧告・命令及び 命令に違反したときは営業者名等を公表

4 スケジュール

